

学校いじめ防止基本方針

坂東市立逆井山小学校

1 目 的

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本校は、児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめのない学校の実現をめざす。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

他の児童から心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットの行為も含む）で、当該児童が心身の苦痛を感じているもの。 *他の児童・・・ちがう学校の児童も含む

(2) いじめの判断

①いじめに当たるかの判断は、いじめられた児童の立場に立つて行うこと。

（表面的・形式的な判断しない）

②外見上はけんかのように見えても、いじめが原因の場合もあり見極めが必要であること。

(3) いじめの具体例

①冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。

②仲間はずれ、集団による無視をされる。

③軽く（ひどく）ぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる（殴られる）、蹴られる。

④金品をたかられる。

⑤物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

⑦パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめ防止基本方針

(1) 教職員は、いじめは絶対許されない卑怯な行為であるという強い意識と、いじめはどの児童にも・どの学校でも起こり得るという強い危機意識をもつこと。

(2) いじめの未然防止を重視し、起こらないように行う予防指導に加えて、一人一人の児童が参加・活躍できる授業や諸活動を工夫し、自信の育成や居場所づくり・人間関係づくりという広い視野に立つて取り組むこと。

(3) 見ているだけの傍観者もいじめを認めていることを考えさせたり、その存在を指導したりして、学級集団にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすること。

(4) 全ての教育活動を通して、人権教育・道徳教育を推進し、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくること。

(5) いじめの行為が、悪質又は犯罪行為として扱われるべきと認められた場合は、教育委員会及び警察への相談・通報を行い、連携した対応を取る。

4 生徒指導対策委員会（いじめ防止対策委員会）

この委員会は、学校いじめ防止基本方針を推進する中核機関として、定期及び随時開催し、次のことを行う。※定期開催…1学期：7月2日、2学期：12月3日、3学期：3月4日

(1) 教職員の研修

(2) 未然防止・早期発見・対処に記載する事項の推進

(3) 発生したいじめに対する対応の指示

(4) 教育委員会や警察との相談・連携

5 いじめの未然防止

- (1) 学級経営・教科経営での取組
 - ①「いじめはいけない」こと、「何がいじめなのか」ということを必ず指導
 - ②いじめは許されない行為であるという教師の毅然とした指導
 - ③人との関わり合いを通して、人と関わることの喜びや大切さに気づかせていくことや、人の役に立っている、人から認められているといった自尊感情の育成
- (2) いじめ防止についての学級活動及び人権教育の推進
 - ①いじめ防止の学習と人権標語の作成・掲示（12月）
 - ②いじめ防止フォーラム『2つのはあと集会』の実施（10月）
 - ③互いを認め合える人間関係づくりの推進（道徳及び教科授業、学級の諸活動、学校行事）
- (3) 保護者との連携
 - ①学校日より等でいじめ防止取組の理解促進
 - ②情報の依頼

6 いじめの早期発見

- (1) アンケート調査結果による面談の実施
（毎月の生活振り返りカード、定期（学期1回）・随時のいじめアンケート）
- (2) 欠席、遅刻等のチェック
- (3) 気になる児童との個別面談
- (4) 教職員の情報交換（職員会議）
- (5) 情報収集（保護者、児童）

7 いじめへの対処

- (1) いじめを受けた児童といじめを知らせてきた児童を徹底して守り通すこと。
- (2) 個別に聞き取りを行い、いじめの事実関係を客観的に正確につかむこと。
（いじめを受けた子、いじめを行った子、周囲の子）
- (3) 発見から対応及び指導までをきちんと記録すること。
- (4) いじめの再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行うこと。
- (5) **いじめを受けた児童への対応**
 - ①いじめを発見したら、対応マニュアルに沿って重大な事態にならないうちに早急に対応・解決すること。
 - ②いじめを受けた児童を守るために、全教職員に報告し、全教職員によるサポート態勢を構築（継続観察等）し再発を防止すること。
 - ③スクールカウンセラーや養護助教諭と連携し、心のケアを行うこと。
 - ④緊急避難として欠席した場合は、学習を保障するため学習プログラムを作成すること。
- (6) **いじめを行った児童への対応**
 - ①事実確認を行い、相手の気持ちや自分の行為を考えさせ、二度といじめをしないと深い反省をさせること。
 - ②いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行うこと。
- (7) **学校の対応**
 - ①いじめがあった事実を真剣に受け止め、全ての教育活動を見直し再発防止を協議し改善を図ること。
 - ②地域、保護者を対象に学校公開や意見交換会等を行い、課題の共有や取組の理解を通していじめのない学校づくりに取り組んでいくこと。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当期間、欠席することを余儀なくされている疑いの場合（目安 年間10日以上）

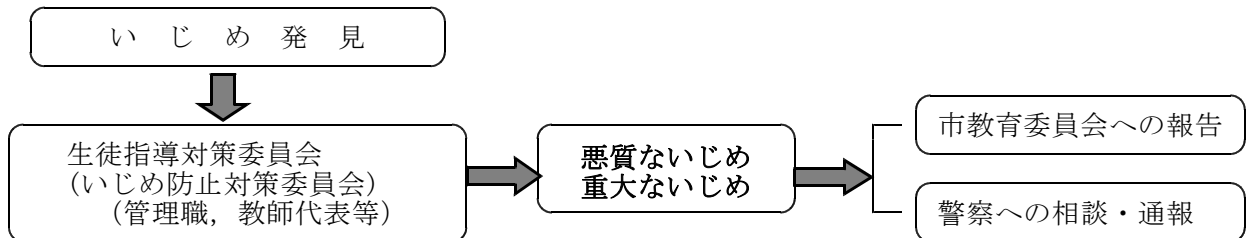
(2) 重大事態の報告

迅速に教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ①全教職員が重大事態を真摯に受け止め調査を行うこと。聞き取り・アンケート調査・被害者の保護者への経過説明及び他の保護者への説明等の対応は、市の調査委員会の指示に従って行うこと。

9 関係機関との連携



10 いじめの対応マニュアル・・・ポイント（迅速さと誠意のある対応）

